士別市高等学校下宿等費用助成金交付規則

（趣旨）

第１条　この規則は、北海道士別翔雲高等学校（以下「翔雲高校」という。）及び士別市立東高等学校（以下「東高校」という。）に下宿等から通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減することにより、生徒の確保を図ることを目的に、士別市内（以下「市内」という。）の下宿等から通学する生徒の保護者に対し、下宿等に要する費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において「下宿等」とは、翔雲高校又は東高校（以下「市内高校」という。）に通学するために、契約に基づき賃貸借した下宿、間借り及び賃貸住宅をいう。

２　この規則において「下宿等の費用」とは、家賃、電気代、水道代、燃料代、食事代その他の賃貸借契約により下宿等事業者に支払う費用をいう。

（助成の対象者）

第３条　助成の対象者は、自宅からの通学が困難なため、市内の下宿等から市内高校に通学する生徒（以下「対象生徒」という。）の保護者とする。

（助成金の額等）

第４条　助成金の額は、１月あたりの下宿等の費用の２分の１以内の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は月額25,000円のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

２　前項の規定において、１件の契約の下宿等から２人以上の生徒が通学する場合は、１人分のみを交付するものとする。

３　月の途中において次の各号に掲げる事由が生じた場合の助成金の額は、当該各号に定めるところによる。

(1) 助成の対象の要件に該当しなくなった場合　助成の対象に該当しなくなった月の下宿等の費用に対し助成金を交付し、以降の月については交付しない。

(2) 新たに助成の対象となった場合　新たに下宿等の費用が生じた月から、助成金を交付する。

（助成金の対象期間）

第５条　助成金の対象となる期間は、対象生徒が下宿等に居住する期間のうち、対象生徒が市内高校に入学した日の属する月から卒業等により市内高校に在学しないこととなった日の属する月までとする。

（助成金の交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、士別市高等学校下宿等費用助成金交付申請書（様式第1号）により、毎年4月末日までに在籍する高校の学校長を経由して市長に申請しなければならない。ただし、第4条第3項第2号に該当する場合は、速やかに申請するものとする。

（助成金の交付決定）

第７条　市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定し、士別市高等学校下宿等費用助成金交付決定（却下）通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　申請者は、士別市高等学校下宿等費用助成金実績報告書（様式第3号） により、当該年度の３月末日までに、学校長を経由して市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第９条　市長は、前条の報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、士別市高等学校下宿等費用助成金確定通知書（様式第４号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の支払い）

第10条　市長は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、第７条に規定する交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、助成金の一部を概算払いにより交付することができる。

２　交付決定者は、助成金の支払いを受けようとするときは、次に掲げる期限までに士別市高等学校下宿等費用助成金概算（精算）払請求書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。ただし、第４条第３項第１号に該当することとなった場合は、該当することとなった日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(1) ３箇月に１回の助成を希望する場合　６月、９月、12月及び翌年３月の末日

(2) ６箇月に１回の助成を希望する場合　９月及び翌年３月の末日

(3) １年に１回の助成を希望する場合　翌年３月の末日

（助成金の取消及び返還）

第11条　市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成を受けることについて、不正その他不適当な行為をしたとき。

(2) その他市長が不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定に基づき、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を命ずるものとする。

（委任）

第12条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

士別市高等学校下宿等費用助成金交付申請書

年　　月　　日

士別市長　様

申請者（保護者）住所

氏名

電話

士別市高等学校下宿等費用助成金交付規則第6条に基づき、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象生徒 | カ　　ナ |  | 学年 | ・士別翔雲高校・士別東高校　　　　　　年生 |
| 氏　　名 |  |
| 下宿施設 | 下宿等の名称 |  |
| 所　在　地 |  | 電話 |  |
| 利用期間 | 年　　月　　　～　　年　　月　　 |
| 下宿等費用 | 月額　　　　　円×　　　　月＝　　　　　　円（期間合計） |
| 助成金額 | 円 | ※下宿等費用（月額）の１／２　又は上限25,000円 |
| 支払希望回数 | □３カ月に１回（６月、９月、１２月、３月）□６カ月に１回（９月、３月）　　　□１年に１回（３月） |
| 添付書類 | ・下宿等の賃貸契約書の写し |
| ※学校記入欄上記の生徒は本校に在籍しており、下宿等からの通学を適当と認めます。　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　高等学校長　　　　　　　　　印 |

様式第2号（第7条関係）

士別市高等学校下宿等費用助成金交付決定（却下）通知書

第　　号

年　　月　　日

　様

士別市長　　　　　　　　　印

士別市高等学校下宿等費用助成金交付規則第7条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

記

１　助成します

　　　交付決定額　　　　　　　　　円

　　　　　　月額　　　　　　円×　　　カ月分（　　月～　　月）として

２　却下します

　　　却下理由：

３　支払回数

　　　３ヵ月に1回　・　６ヵ月に１回　・　１年に１回

４　その他

　　　偽りその他不正な手段により、この助成を受けたことが判明したときは、交付の決定を取り消し、助成金の返還を命じることがあります。

様式3号（第8条関係）

士別市高等学校下宿等費用助成金実績報告書

年　　月　　日

士別市長　様

申請者（保護者）住所

氏名

電話

年　　月　　日付　　第　　号で交付決定を受けた助成金について、士別市高等学校下宿等費用助成金交付規則第8条の規定に基づき、次のとおり実績報告を提出します。

記

１　助成金の交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

２　助成金の実績額　　　　　　　　　　　　　　　円

３　差引増減額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　実績完了日　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

５　添付書類

　　・下宿等への支払が確認できる書類（領収書等の写し）

　　・その他市長が必要と認める書類

様式4号（第8条関係）

士別市高等学校下宿等費用助成金確定通知書

第　　号

年　　月　　日

　様

士別市長　　　　　　　印

年　　月　　日付で実績報告のあった助成金について、士別市高等学校下宿費助成金交付規則第8条の規定により、次のとおり確定しましたので通知します。

記

１　助成金の交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

２　助成金の額の確定額　　　　　　　　　　　　　円

様式第5号（第9条関係）

士別市高等学校下宿等費用助成金概算（精算）払請求書

年　　月　　日

士別市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者（保護者）住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名 　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

年　　月　　日付　　第　　号で交付決定（額の確定）を受けた士別市高等学校下宿費助成金について、次のとおり請求します。

記

１　助成金請求額　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

内訳　　月額　　　　　　　円×　　　　　カ月（　　　月～　　　月）

２　生徒学年氏名　　　　　年　　氏名

３　振込口座

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関 | 銀行　　信用組合信用金庫　　農協 | 店 |
| 口座種別 | 普通・当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | （フリガナ） |
|  |

４　添付書類

　　・下宿等への支払が確認できる書類（領収書等の写し）